

令和2年度 調布市立北ノ台小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

○いじめ防止に関する法令 等

- ・日本国憲法 ・教育基本法 ・学校教育法
- ・いじめ防止対策推進法
- ・東京都いじめ防止対策推進条例
- ・東京都いじめ防止対策推進基本方針
- ・東京都教育委員会いじめ総合対策
- ・調布市子ども条例
- ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- ・調布市教育委員会いじめ防止対策委員会設置要綱
- ・調布市教育委員会いじめ防止対策連絡協議会設置要領
- ・調布市いじめ撲滅の手引き

目指す児童・生徒像

○生命を慈しみ、他者を思いやる心をもち態度に表せる子
○いじめや差別をしない、させない子

いじめ防止等に関する学校の目標

- いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であるとの認識に立つ。
- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努力する。
- いじめの早期発見のために、アンケート等様々な手段を講じるとともに、関係者が一体となり組織的に「いじめ認知、解消100パーセント」を目指す。

○目標策定の方針

◎北ノ台小学校は、子供たちが、毎日、明るく元気に学校生活を送ることができ、子供にとって、楽しく、登校するのが待ち遠しい学校でありたい。
決して、辛くて悲しい思いをするところであってはならない。
・児童は素朴で、友達関係は良好である。
・保護者は学校の教育に理解を示し協力的である。
児童が安心して生活ができ、それぞれの存在が認められることを願っている。
・健全育成会や学校開放委員会は、様々な活動を通して、児童の健やかな成長を願っている。

○教職員の指導力の向上

①いじめに関する研修の実施
・教職員に対する校内研修を年3回実施する。
・人権教育プログラムや調布市いじめ撲滅の手引き等の資料を活用する。
・「いじめにつながる5分前」アンケートを実施し、いじめの予兆を見逃さない目を養う。
・チェックリストを活用し、いじめの早期発見や児童の変化を受け止める力の向上を図る。
・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、必要な知識を得るための情報モラル研修等を行う。

②人権教育の充実
・定期的に人権教育研修を行い、教職員の人権感覚の向上を図る。
・人権教育ニュースを活用する。
・人権教育指導啓発資料を活用する。

○学校の組織的対応

①学校いじめ防止対策基本方針の策定
②学校いじめ防止対策委員会（管理職、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成）の設置
③全教職員による情報共有
④日常的に「報告・連絡・相談」の体制を整備し確実に進行。

いじめの未然防止・早期発見のために

【いじめの未然防止】いじめを生まない、許さない学校づくり

- ① 児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事等に主体的に参加・活躍できる学校づくりの推進を図る。
- ② 校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するためのシステムの構築を図る。
- ③ 児童に「いじめ」について主体的に考える機会を設け、「いじめは絶対に許されない」ことを自覚する態度の育成を図る。
- ④ いじめ防止対策推進法等に示されている取り組みを確実に進めるようにするため、教職員に対する研修の充実を図る。

- ・「学校いじめ防止対策委員会」の開設（メンバー：校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー）
- ・学級経営、道徳教育、人権教育の充実を含めた「いじめ防止対策」年間指導計画の策定
- ・全教育活動を通して人権教育を推進するとともに、いじめは、相手の基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されないことを理解させる。
- ・教師と児童の信頼関係に基づく学級経営を基盤に、どの子にも安心して居場所のある学校づくりを行う。
- ・道徳や特別活動（学級活動）において児童同士のつながりを深める授業を行う。
- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめを未然に防止する。
- ・児童一人一人のコミュニケーション能力を育成する。（「やめて」「ごめんね」が言える子に育てる。）
- ・代表委員会によるポスターの作成・掲示や呼びかけなど、児童が主体となって取り組む活動を行う。
- ・異学年集団での活動や、異年齢の交流活動等を通して、他者を思いやる心や態度を育てる。
- ・インターネット（スマホや携帯を含む）を使用する際のルールやモラルについて指導するとともに、普段から情報を得るよう保護者と連携・協力する。
- ・弁護士等を活用した法教育の推進を図る。
- ・保護者や地域の関係者に対して、学校だよりや、学年便り等による広報や、保護者会等で、いじめ防止対策や対応について啓発を行う。
- ・調布市教育委員会いじめ防止対策連絡協議会との連携によるいじめ防止対策の強化を図る。
- ・“あいさつ運動” “いのちと心の教育月間” “人権週間”の取り組みを充実させる。
- ・いじめを未然に防ぐため、いじめ防止のための授業を年3回実施する。

【早期発見】いじめを直ちに発見できる学校づくり

- ① 児童の日常生活から、いじめの萌芽を素早く察知するシステムの構築を図る。
- ② 被害の子供や周囲の子供から、いじめの情報を確実に受信できるシステムの構築を図る。

- 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けると共に、児童のいるところには教職員がいることを心掛ける。
- 年間3回のふれあい月間における「心のアンケート」およびいじめの実態調査を実施する。
- 第5学年児童に対するスクールカウンセラーによる全員面談を実施する。
- 定期的に「いじめ発見のチェックシート」による点検を行う。
- 毎週の生活指導夕会において気になる児童についての情報共有を行う。
- 児童がいつでも相談できるような教師と児童の信頼関係を構築する。
- 家庭との連携をとり信頼関係を構築する。（気になったらすぐに相談できる関係づくり）
- 相談窓口やスクールカウンセラーを利用した児童・保護者からの情報収集と共有を行う。
- 家庭へのいじめ発見のためのチェックリストおよび相談窓口等、いじめに対する学校の取り組み姿勢についての周知を行う。

○スクールカウンセラーとの連携

- ・スクールカウンセラーによる第5学年児童全員の面談を行う
- ・気になる児童に対するSCの定期的な個人面談を実施する。
- ・SCによる授業観察を行う。
- ・SCを保護者に紹介する。（全体保護者会・学校便り）

○保護者・地域との連携

- ・日常から連絡を密にして、学校や家庭での様子について情報交換する。
- ・児童館、学童クラブ、ニューフォー、健全育成会等と連携し、地域での児童の見守りや巡回をお願いする。
- ・SC、SSWの紹介
- ・各家庭に「調布市いじめ撲滅のためのリーフレット」を配布

*** 重大事態への対応**

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

↓

- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力を要する。
- ②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施
- ③被害の児童および保護者に対しスクールカウンセラーを派遣する。
- ④加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
- ⑤警察や児相等との連携
- ⑥緊急保護者会の開催

具体的ないじめへの対応(早期対応、重大事態への対応)のために

生活指導主任会報告内容(いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合)		
<p>①実態把握の観点</p> <p>○本人や周囲からの聞き取りを行い、精神的・身体的被害についての確に把握し、迅速に初期対応を行う。</p> <p>○「学校いじめ防止対策委員会」の取り組み内容を確認し、具体的に「誰が」「いつ」「どのような」対応を行ったかを把握する。</p> <p>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</p>	<p>②指導・支援の基本姿勢</p> <p>○被害児童や保護者に対して、いじめから絶対に守りぬく姿勢や意欲を伝えるとともに、解決に向けた方針や手立てを伝え、解決にむけた対応や見守りを共に行うよう理解を求め協力してもらう。</p> <p>○「学校いじめ防止対策委員会」による対応策の検討、支援を行う。</p> <p>○スクールカウンセラーや養護教諭、教育相談所、児童相談所、警察等の関係機関と連携し対応する。</p> <p>※「学校いじめ防止対策委員会」メンバー ……校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー</p>	<p>③<被害児童・生徒の支援></p> <p>○つらく苦しい気持ちに共感し、職員全員で「いじめから全力で守る」ことを伝える。</p> <p>○登下校や休み時間の際にも職員による見守りを行い、いじめが継続しない体制を整える。</p> <p>○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、特別教室等において学習を行わせる等の措置をとる。</p> <p><加害児童・生徒の指導></p> <p>○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○謝罪など適切な対応をするように伝え、必要があれば管理職や担任と共に謝罪に向かう。</p>

生活指導主任会報告内容(教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合)

●「調布市教育委員会いじめ防止対策委員会」を設置する。教育長を委員長とし、教育委員会、教育相談所、こども家庭支援センターすこやか等を中心に学校と連携協力し、いじめ解決のための具体的な手だてを講ずる。必要に応じて、調布市顧問弁護士、調布警察、保護司会、多摩児童相談所などを第三者からの委員として依頼し、問題の早期解決を図る。

年間指導計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	調布市防災教育の日「命の授業」										「いのちと心の教育」月間 人権週間 「命の授業」	
生活指導	下校指導	生活指導全体会	ふれあい月間 心のアンケート		いじめ防止研修	下校指導	ふれあい月間 心のアンケート		いじめ防止研修	下校指導	ふれあい月間 心のアンケート	
学校行事	入学式 始業式	運動会	終業式		始業式	移動教室	移動教室	終業式		始業式	音楽会	修了式 卒業式
特別活動	集団生活のルール 1年生を迎える会		たてわり活動開始 あいさつ運動				たてわり広場	あいさつ運動		6年生を送る会		
道徳	生命尊重 いじめに関する授業		思いやり・親切				道徳授業地区公開講座 いじめに関する授業		思いやり・親切 いじめに関する授業			
家庭・地域	保護者会 学校公開		保護者会 盆踊り大会		個人面談		道徳授業地区公開講座 学校公開		地域運動会 ロードレース		保護者会 北ノ台フェスタ	